

千葉県収入証紙規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）」の通知に基づき、押印について所要の改正を行う。

2 改正内容

- ・別記第一号様式、第一号様式の二、第三号様式及び第四号様式
「㊦」を削り、注2を削り、注1を注とする。
- ・別記第二号様式の二、別記第二号様式の三、第十号様式、第十二号様式及び第十三号様式
「㊦」と注を削る。
- ・別記第五号様式、第六号様式、第八号様式及び第九号様式
「㊦」を削る。

3 施行期日

令和4年1月1日